

玉川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

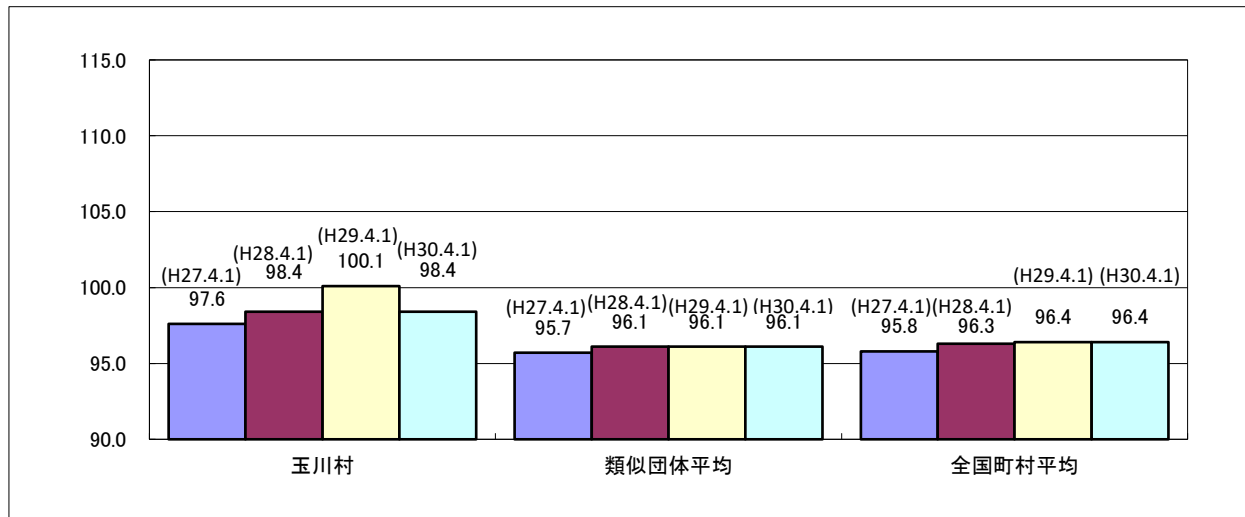
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	6,857	4,103,672	130,418	564,436	13.8%	14.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
29年度	63人	194,572千円	31,217千円	82,596千円	308,385千円	4,895千円	5,631千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円 (%)	勧告 (改定率) %		
29年度						

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
29年度						

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
改正の内容	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1%引下げ。なお、激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し
(支給対象外地域)

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

- 平成17年度より特殊勤務手当を廃止。
- 行政職6級で55歳以上(平成31年4月1日現在)の職員の給料は、100分の0.9を減じている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉川村	42.9 歳	323,000 円	367,070 円	353,578 円
福島県	42.8 歳	329,300 円	411,529 円	360,621 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.3 歳	301,998 円	347,512 円	332,402 円

②技能労務職 ※当村に該当職員なし

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
玉川村	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
福島県	55.7 歳	222 人	336,100 円	373,380 円	350,562 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	3 人	305,463 円	330,796 円	320,990 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
玉川村	—	—	—
うち	— 円	— 円	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成27～29年の3ヶ年平均)。
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉川村	44.8 歳	326,100 円	337,150 円
福島県	47.9 歳	401,400 円	445,064 円
類似団体	40.3 歳	284,767 円	307,092 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		玉川村	福島県	国
一般行政職	大学 卒	183,400 円	190,100 円	179,200 円
	高校 卒	150,400 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校 卒	139,500 円	152,900 円	—
	中学 卒	135,300 円	144,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

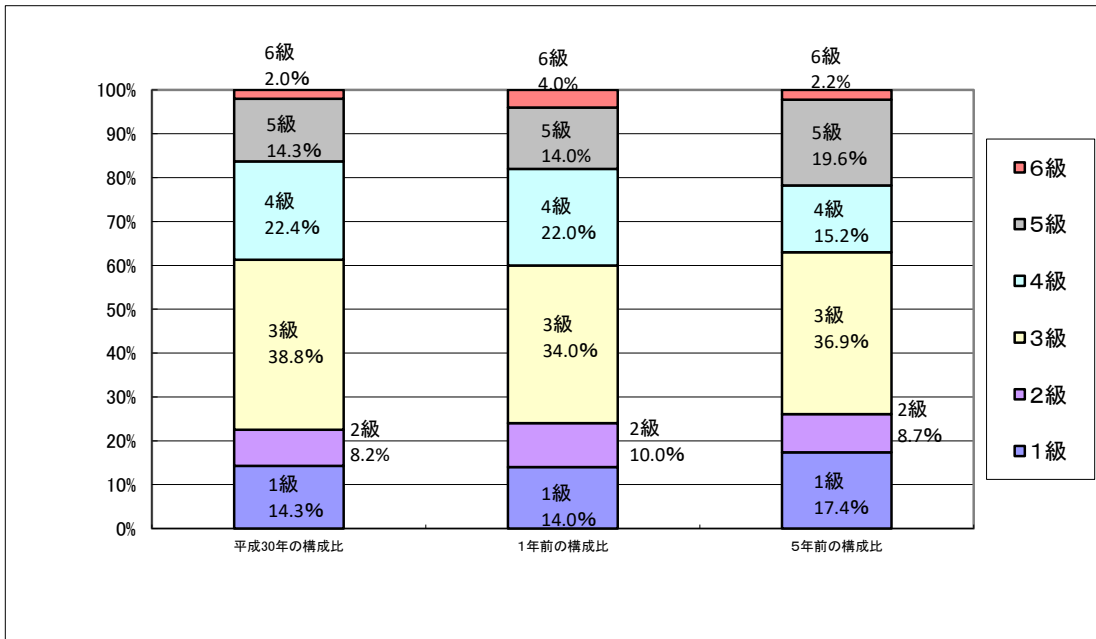
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学 卒	280,700 円	360,400 円	390,600 円	391,400 円
	高校 卒	0 円	318,200 円	354,800 円	386,900 円
技能労務職	高校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(30年4月1日現在)

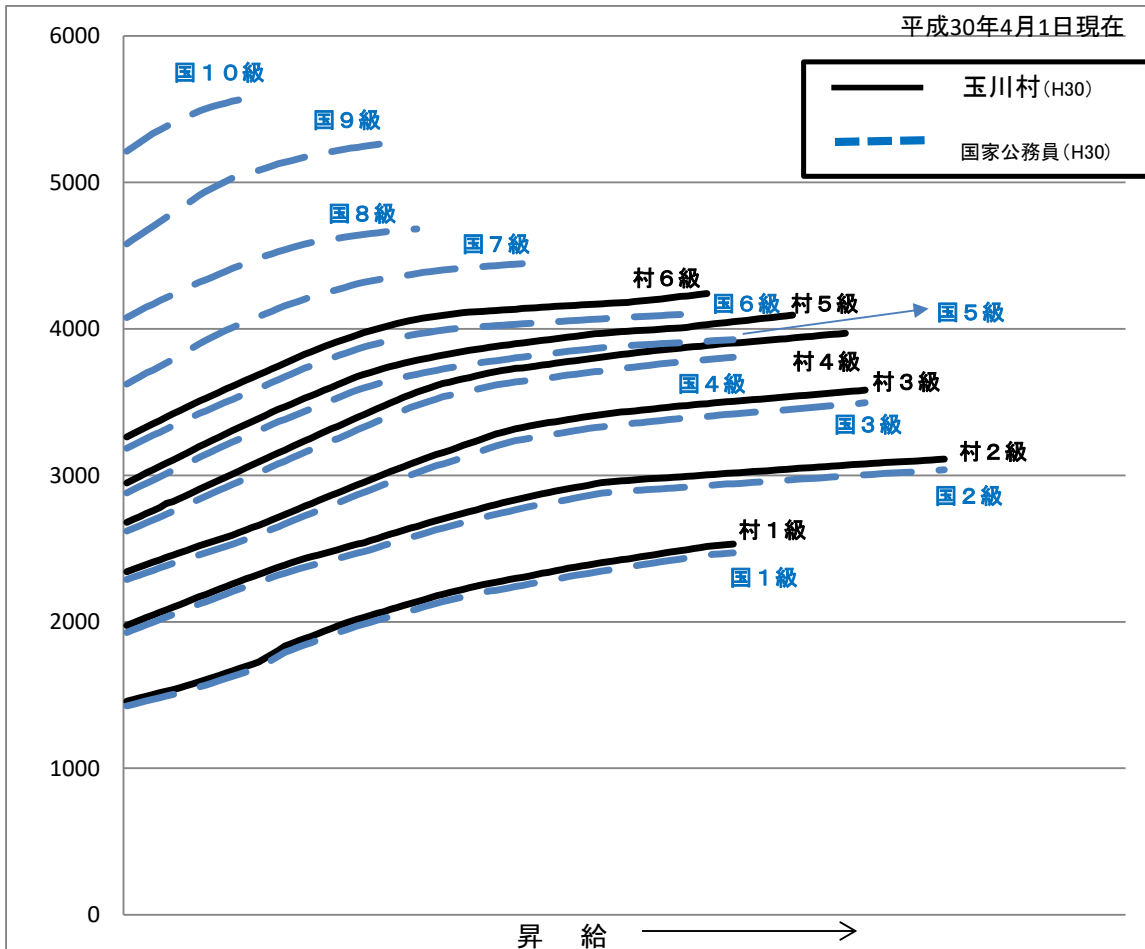
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、主事補	7人	14.3%	147,300円	253,300円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	4人	8.2%	198,700円	311,100円
3級	係長、主査	19人	38.8%	235,100円	358,200円
4級	課長補佐、主任主査	11人	22.4%	268,700円	397,000円
5級	課長、主幹	7人	14.3%	295,300円	409,400円
6級	参事、総務課長	1人	2.0%	326,400円	424,100円

(注) 1 玉川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(30年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	検討中		検討中	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉川村	福島県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,588 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,769 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

玉川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	23,018	千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	—			%
手当の種類(手当数)	—			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
—	—	—	— 千円	— 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	10,953 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	239 千円
支給実績(28年度決算)	12,277 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	228 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同じ		7,584 千円	245 千円
住居手当	借家 家賃月額9,500円以上で 100円～27,000円	異なる	【国の制度】 月額12,000円超 の家賃を対象	3,637 千円	280 千円
通勤手当	交通機関利用 63,000円まで全額。63,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を63,000円に加算	異なる	【国の制度】 55,000円を支給 限度額とする	3,805 千円	72 千円
	自家用車等利用 通勤距離に応じて 2,400円～46,300円		使用距離区分 及び支給額 【国の制度】 2,000円～31,600円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 課長 給料月額の10% 主幹 給料月額の7% 課長補佐 給料月額の5%	異なる	【国の制度】 俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	6,040 千円	378 千円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居することとなったとき(異動距離60km以上) 月額30,000円に70,000円を超えない範囲内で区分に応じた額を加算した額	同じ		0 千円	0 千円
宿日直手当	日直により休日に勤務したとき 1回につき4,200円	異なる	【国の制度】 勤務の態様に応じ、 1回につき 4,200円～21,000円	534 千円	11 千円
寒冷地手当	30年度より寒冷地手当廃止	同じ		900 千円	29 千円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長	758,000 円 (- 円)		(参考)類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 500,000 円		
	副村長	607,000 円 (- 円)		678,000 円 / 471,000 円		
報 酬	議 長	304,000 円 (- 円)		400,000 円 / 222,000 円		
	副議長	239,000 円 (- 円)		314,000 円 / 178,000 円		
	議 員	223,000 円 (- 円)		290,000 円 / 148,000 円		
期 末 手 当	村 長 副村長	(29年度支給割合) 3.25 月分				
	議 長 副議長 議 員	(29年度支給割合) 3.25 月分				
退 職 手 当	村 長	(算定方式)		(1期の手当額) (支給時期)		
	副村長	給料月額 × 在職期間 × 支給率		0.48	17,464 千円	任期毎
	備 考	給料月額 × 在職期間 × 支給率		0.29	8,449 千円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

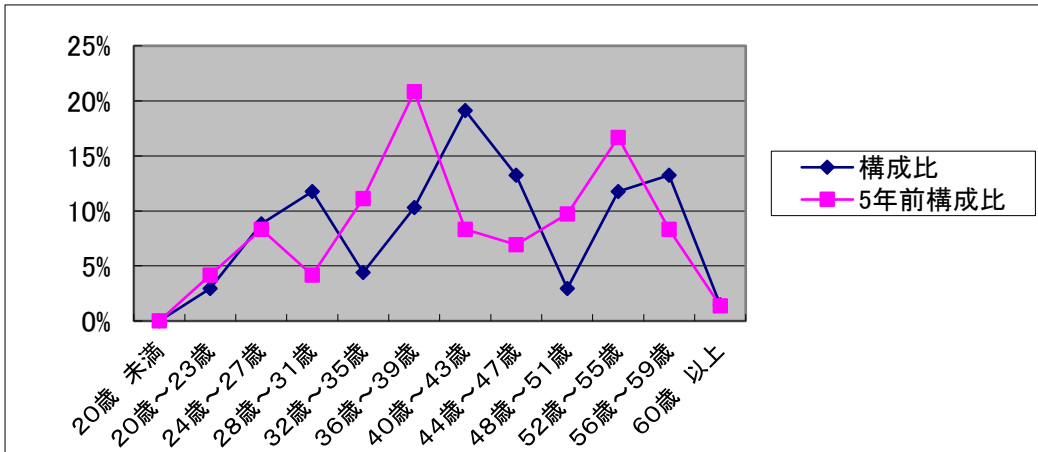
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	退職2名減、育休総務課付2名増 保育職(派遣職員)2名減→育休により総務課付
		総務	16	16	0	
		税務	5	5	0	
		民生	9	7	▲ 2	
		衛生	5	5	0	
		農水	5	5	0	
		商工	2	2	0	
	土木	5	5	0		
	計	49	47	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.04 人)	
	教育部門	14	14	0	2名退職	
	小 計	63	61	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.96 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 129.23 人)	
公 営 企 業 等	水 道	2	2	0		
	下 水	0	0	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	7	7	0		
合 計		70	68	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.17 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区分	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計	
職員数	0人	2人	6人	8人	3人	7人	13人	9人	2人	8人	9人	1人	68人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の 増減数(率)
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	
一般行政	49	49	47	47	49	47	▲ 2 (-4.1%)
教育	16	17	16	16	14	14	▲ 2 (-12.5%)
普通会計計	65	66	63	63	63	61	▲ 4 (-6.2%)
公営企業等会計計	8	8	8	8	7	7	▲ 1 (-12.5%)
総合計	73	74	71	71	70	68	▲ 5 (-6.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。